

住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価の再実施について

1 特定個人情報保護評価の再実施

本市が特定個人情報ファイルを保有する住民基本台帳に関する事務については、特定個人情報保護評価指針（平成 26 年 4 月 20 日 個人情報保護委員会）に基づき、特定個人情報保護評価の全項目評価が義務付けられています。

令和 3 年 2 月（予定）の市民課窓口受付システムの導入に伴って、特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容の変更が生じます。こうした変更が特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年 4 月 18 日 特定個人情報保護委員会規則第 1 号）で規定する特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、特定個人情報保護評価を再実施するものです。

今回、特定個人情報保護評価書（住民基本台帳に関する事務全項目評価書）（修正案）を作成しましたので、市民の皆様から御意見を募集します。

2 特定個人情報ファイルに対する重要な変更

市民課窓口受付システムの導入に伴う重要な変更は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容です。

この他、特定個人情報保護評価書（住民基本台帳に関する事務全項目評価書）（修正案）では、法令等の改正等に伴う記載内容の修正も行っています。

3 特定個人情報保護評価書（修正案）の内容

（1）基本情報

事務の全体像を把握するため、特定個人情報を取り扱う事務、使用するシステム、特定個人情報ファイル名、特定個人情報を取り扱う理由、個人番号の利用、情報提供ネットワークシステムによる情報連携等を記載しています。

（2）特定個人情報ファイルの概要

住民基本台帳に関する事務において取り扱う特定個人情報ファイル名、ファイルの種類・対象となる本人の数・対象となる本人の範囲・記録される項目等、特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去について記載しています。

（3）特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおいて想定されるリスク、その対策について記載しています。

（4）その他リスク対策

特定個人情報保護評価書に記載したとおりに運用がなされていること等その他のリスク対策について記載しています。

(5) 開示請求、問合せ

特定個人情報の開示・訂正・利用請求をする場合の請求先・請求方法等、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ等について記載しています。

(6) 評価実施手続

住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価の実施手続について記載しています。

3 スケジュール

1月20日 窓口受付支援システム構築及び運用保守における新たな電子
計算機処理に係る個人情報の保護について吹田市個人情報保
護審議会へ諮問・同意

6月1日～6月30日 修正案に対する意見募集

7月以降 ア 第三者評価
吹田市個人情報保護審議会による第三者点検

イ 評価の完了
評価書を国の特定個人情報保護委員会へ提出・公表

令和3年(2021年)2月(予定)

窓口受付支援システム運用開始